

〈巻 頭 言〉

産業廃棄物問題とその対策

田 中 勝

廃棄物処理の目的は、公衆衛生の向上、生活環境の保全、資源循環の促進である。そしてこうした目的を達成するための基本原則は、第一に可能な限り発生・排出抑制を図ること、次に処理・処分対象廃棄物を中間処理によって無害化・減容化すること、最後に廃棄物の特性に応じて要求される埋立構造を有する最終処分場で適切に処分されることである。これは産業廃棄物の処理においても当てはまる。

ところが、産業廃棄物の処理の実態に目を向けると、これら目的、原則から外れた事例が全国各地で見られるのが現状である。不法投棄による環境汚染、野焼きなどの不適正な処理による大気汚染、また廃棄物処分場の建設に際し環境汚染に対して十分な調査や対策がなされなかったり、監視・指導が行き届かなかつたりしたために環境汚染をもたらした事例も見られる。これら不適正な廃棄物処理に起因する環境汚染は、香川県豊島の産業廃棄物処分場の事例に象徴されるように、原状回復に莫大な資金と長い時間を要することとなる。

こうした悪質な事例が産業廃棄物に対するイメージを悪化させることとなり、新たな廃棄物処理施設の建設に際して住民からの信頼が得られず大きな社会問題となっている。例えば、岐阜県御嵩町の管理型最終処分場、宮崎県小林市の産業廃棄物処理施設の建設に関しては、住民投票が実施されることとなり、双方とも建設が否決される結果となった。また、鹿児島県においては、県外から船で持ち込まれた廃棄物が住民の反対によって陸揚げできずに帰されるなど、産業廃棄物処理に対する信頼が著しく失墜している現状が伺える。

その一方で、産業廃棄物は大量に排出され続けており、一般廃棄物の発生量が年間5,000万トンであるのに対して、産業廃棄物の発生量はその8倍の4億トンにも上る。様々な減量・リサイクルの努力はなされているものの、処理対象量は未だ高い水準にある。最終処分場確保難を背景に中間処理依存が強まっているが、中間処理施設についても規制が強化される方向にあり、廃棄物処理を取り巻く状況はますます厳しいものとなりつつある。

多くの関係者は、制約条件を満足しながら処理によって期待される目的を達成することが不可能になりつつあると感じている。これからの廃棄物問題の解決には、科学的なデータや知見に基づいて産業廃棄物処理に関わる環境リスク、生活環境保全レベル、資源循環の望ましい水準の設定について、関係者の間で合意形成を図ることが重要である。

このような背景の下、1997年6月に廃棄物処理法が改正され、不法投棄の防止策、原状回復、施設建設に伴う生活環境影響評価の導入など、多くの改正により住民の信頼を回復するための法制度が整備された。今回の特集では産業廃棄物問題の解決に向けた法改正のポイントと、現在直面する不適正処理の一事例として香川県豊島の産業廃棄物問題、これら問題を解決するための産業廃棄物処理業の果たすべき役割、法制度面からみた産業廃棄物問題、公共関与による産業廃棄物適正処理を企てた処理センターの事例等の特集することとなった。

また、ジュリスト10月1日号においても「産業廃棄物の現状と法政策の展望」と題した特集を組み、産廃事犯、事業者責任等、本特集で扱わなかった側面が紹介されているので併せて参照されたい。